

常任委員会報告

総務民生常任委員会

(8月26日開催)

1. 調査事項

どうする！ 空き家 空き地対策

見苦しい、危険、迷惑など、住民からの声を受け、町内の空き家（廃墟）や空き地の実態を調査した。国道付近や住宅地にある空き家は、町の景観を損なうばかりではなく、強風等で倒壊や飛散の危険もある。また、個人や町が持つ宅地等で未利用のまま放置状態にある土地も草刈り等の管理が十分でない箇所は隣接する人々が迷惑を被っている現状があきらかとなった。

なぜ、このような状況となるのか。住宅は解体費用に加え、廃材の処理費用がかかる。土地は住宅建設を予定し購入したが、景気の低迷が続く着工を鈍らせていると考えられる。

町は、平成17年に「美しいまちづくり条例」を制定した。住民と行政が手を携え、自然環境に恵まれた本町を後世に引き継ぐための理想を掲げたものである。この条例には罰則規定が無く、個人の所有物である空き地、空き家に対しての拘束力が乏しいこととなる。

【委員会としての意見】

○行政区サポーター担当職員は、担当行政区内の実情を調査し問題箇所を把握。行政区や町担当課とのコーディネートに努め、環境美化への取り組みが進むよう働きかける。

○高齢者や町外地主が持つ維持管理が困難な個人宅地の管理は、夏は家庭菜園、冬は排雪スペースとして活用できるように調整に努めるとともに、ボランティア等による良好な管理を進めるように働きかける。

○議会は今後も空き地、空き

家問題に注視し、美しいまちづくりに貢献する方策を検討する。

過去の一般質問において、「空き家解体費用の一部助成を」の声に対して、町長は、個人資産への支援には疑問と回答している。離農者や高齢化が進む本町の実態を考えると、これまで以上に事態は一層深刻化することになる。



空き家・空き地現地調査

(1) 国民健康保険税

国保特別会計への一般会計からの繰り入れは法が定める経費のみ認められるが、特別会計の中での処理が基本。国保事業基金が底をついた場

合、一般会計からの補填・赤字繰上げ充用で決算し次年度に持ち越す方法もある。基準や限度額を定め一般会計から繰り入れをする市町村もある。

国の素案では、市町村が運営する国保を平成25年度から段階的に都道府県に移行する考えを示したのに対し、保険税の負担減の見込みはあるのかなど、注視していく。

2. 報告事項

(1) 不法投棄の現況

物件処理出勤回数は22年度で11件、23年度は8月時点で既に13件。

(2) 新十津川保育園の運営状況

保育児童数59名
職員数（理事長除く）16名
運営委託料（予算額）
保育 6,986万3千円
送迎 368万4千円

(3) 旧大和診療所と旧大和小学校敷地の一部賃貸

7月1日株式会社ナチュラアーチ（札幌市）と1年契約。用途として加熱水蒸気暖房器具の実証実験を行う。

経済文教常任委員会

(8月31日開催)

1. 調査事項

(1) アートの森（かぜのび）の利用状況

6月3日のプレオープンから7月末までの利用者数は、町内95人、町外243人で、合計338人の来場があった。また、秋までに延べ5回にわたり新十津川小学校4年生の課外授業が行われる予定。



かぜのびでの小学4年生の課外授業

(2) 農産物ブランド化の取り組み

新たに町内産農産食材を使った料理コンテストの開催や札幌狸小路商店街への出展。